

---

## 3章 文化の家総合計画

---



## 1 文化の家の基本構想

### (1) 基本理念

昔、庭に、縁側に、お勝手に人々が集い、憩う家がありました。野良や社寺の行事で集う機会がありました。そこでは、祭ばやしや御神楽、田舎芝居、棒の手など土の匂いのする地域の文化が育ち、伝えられてきました。現在、商品やサービスに美や芸術が深く関わるようになり、発達したメディアを通じてたくさんの情報があふれ、集うことなく文化にふれることができます。一方で、与えられることに慣れている自分に物足りなさを感じる人が増えています。「仲間が欲しい」「何かをやりたい」との声が高まってきました。そして、人と人がふれあう中で、いっしょに創り、学びあい、伝え、ともに楽しむ新たな『場』として考えられたのが文化の家です。文化の家が、各層各年代の町民が自らの芸術創造活動を展開する家、そして優れた舞台芸術を鑑賞する家、学習する家、交流する家、くつろぐ家、元気になる家、そんな「我が家」感の持てる文化施設として実現されるため、次のことを基本理念とします。

長久手文化の創造・交流・共有

### (2) 基本的視点

基本理念を具現化するため、文化の家は、次の7つの基本的視点を持っています。

#### [ 基本的視点1 ] まちの文化活動の中核

文化の家は、地域文化の発展に寄与し、町民が集う文化創造活動をはじめ、優れた舞台芸術鑑賞、学習、情報・交流活動ならびにその成果の発表など多岐にわたる文化活動の拠点となる、まちの文化活動の中核施設です。また、町内の他の施設、県内の文化施設、全国の文化施設とネットワークし、文化情報を集積し、それを発信することを通じて幅広いサービスを提供するなど、地域文化情報の拠点になることを目指します。

#### [ 基本的視点2 ] 地域文化の創造を追求

文化の家は第4次総合計画の将来目標である「人に活力 まちに魅力 ふれあいひろがる創造のまち 長久手」を実現するため、町民、芸術家・専門家それぞれの創造活動や創造へのチャレンジを尊重します。このため、芸術家・専門家の知識や技術を積極的に取り入れる機会を提供するなど、町民のアマチュア文化団体を育成するとともに、地域における芸術家の創造活動を支援し、地域文化の創造活動の活性化を図ります。また、創造活動への確な支援をするため、職員の資質向上に努めます。

### [ 基本的視点 3 ] ホールとアトリビングによる構成

文化の家は、主にホール空間とアトリビング空間から構成されています。ホールは祝祭の空間であり、アトリビングは日常の空間といえます。このアトリビングは文字通り生活の場あるいは家の居間的空間で、従来の公民館的機能、生涯学習施設の機能、地域の集会所機能等を併せ持ち、町民の暮らしの中に息づく文化を育む空間です。一方、ホールは優れた鑑賞空間として機能するだけでなく、アトリビング空間における学習・練習・創造等の諸活動を発表・公開する機能を担う空間です。

### [ 基本的視点 4 ] 地域の文化活動を支援するソフトウェアを重視

文化の家では、自主的な文化活動が活発に展開される仕組みづくりという中長期的展望に立って、事業、運営、予算を一体的かつ計画的に編成します。このため、芸術家・専門家や文化の家の利用者・支援者と協力しながら、地域の文化活動の広がりや活動の水準に合わせて自主事業を編成するとともに、施設の運営体制を整備します。また、事業や運営の成果について事後チェックを実施し、その後の計画策定に反映させます。このように、文化の家はソフトウェアを重視し、文化あふれる地域づくりを図ります。

### [ 基本的視点 5 ] 利用者が使いやすい施設

文化の家は、施設構成やホールの規模、機能、運営体制など、利用者が使いやすい施設となるように心がけます。例えば、ホールの規模は、興行の採算性ではなく、舞台芸術の鑑賞、芸術家の公演、町民の文化活動の発表等を最優先して設定しています。また、アトリビングの各部屋は音楽、身体表現、美術、情報、教養等それぞれの文化活動に適した特性を備えています。運営面でも、分かりやすい利用規定を定める、夜間にも開館するなど利用者の要望がかなうよう努め、人々から愛される施設を目指します。

また、町民自身の事業の企画参加や運営に対して、その熱意を受け止め、諸活動を支援する方策の充実に取り組みます。

### [ 基本的視点 6 ] 内に外に開かれた施設づくり

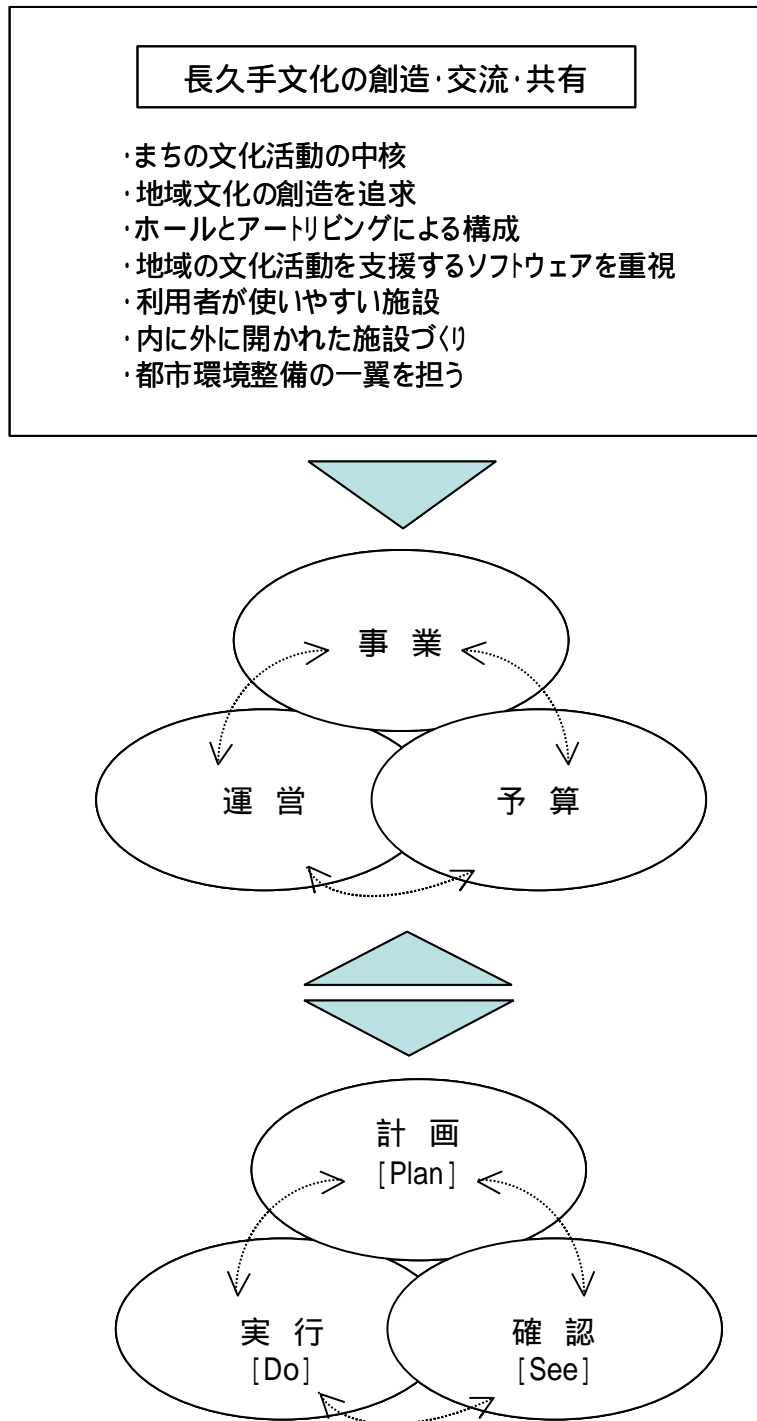
「芸術に国境はない」「心のふれあいに国境はない」という言葉がありますが、文化の家は、これらのフレーズの奥にある「普遍」「寛容」の理念に立脚しています。町民に開かれ、地域に開かれ、また、文化を介した人々や情報の交流を通して世界に開かれた施設を目指します。

### [ 基本的視点 7 ] 都市環境整備の一翼を担う

文化の家は、本町のまちづくりや環境づくりの一翼を担い、まちの美しい景観づくりに貢献する施設です。この施設を中心に良好な地域の快適な空間が創出され、広くコミュニティの輪が広がるような、そんな美しく暖かみのある施設を目指しています。また、高度情報化、高齢化、自然環境をはじめ 21 世紀社会における諸問題への対応に努めます。

文化の家総合計画の概要

文化の家では、基本理念である「長久手文化の創造・交流・共有」を実現するため、7つの基本的視点を踏まえて、事業、運営、予算を一体的に編成するとともに、計画、実行、確認を行い、効果的に施策を進めます。



## 2 事業

### (1) 事業の考え方

従来の文化行政は、東京や海外等の優れた芸術家を招へいした芸術鑑賞事業の実施、文化活動を始めるきっかけとなる公民館講座の開催、文化ホールや公民館等の公共施設の整備による活動場所の提供、伝統文化の保存・継承が施策の中心でした。しかし、鑑賞事業では観客が集まらない、地域の文化活動のレベルが上がらない、施設の利用者が少ない、伝統芸能の後継者が不足しているなど、地域になかなか文化活動が広がらないという課題が見られます。

文化の家の事業では、このような課題を踏まえ、「文化を楽しむ町民の裾野を広げる」「地域の文化活動の水準を高める」などの視点を持ち、地域にしっかりと根付いた文化振興施策を推進するため、次の5つの考え方に基づいて実施します。

#### ・多くの人に文化活動の楽しさを知らせる

文化活動は、気晴らしやリフレッシュになる、生活環境に美しさやゆとりをもたらす、自分の能力の向上を図ることができる、ともに感動するなどいろいろな楽しみをもたらします。このような楽しみを多くの人が体験できる事業を実施します。

#### ・多様な活動を想定して事業を編成する

文化に対する関わり方は、みる、感じる、学ぶ、つくる、みせる、伝えるなど多様で、一人ひとり興味や関心が異なります。文化の家では、このような多面的な文化活動の広がりを踏まえ、多様な活動を想定した事業を編成します。

#### ・活動のレベルや技量の向上を図るための支援をする

既に文化活動に取り組んでいる町民の中には、質の高い作品づくりにチャレンジし、自分を磨きたい、観客を感動させたい・楽しませたいと考えている人もいます。このため、芸術家や専門家、創造スタッフ等の協力を得て、町民の文化活動のレベルや技量の向上を図るための支援をします。

#### ・創造の機会を提供する、創造活動を支援する

創造は、練習や学習によって蓄えられたエネルギーの集大成であり、自己を見つめ直し、美しさ・考え・個性等を表現するなど文化活動が飛躍的に高まる契機となります。また、多くの人と協力してつくることによって、感動を分かち合うことができるなど大きな可能性を持つことを踏まえ、創造の機会を提供し活動を支援します。

#### ・芸術家・専門家の育成や創造活動を支援する

芸術家や専門家は、地域の文化活動の水準を高めるために不可欠です。しかし、その育成や創造活動を支援するためには専門的な人材や資金を要します。本町の規模を考えると、合唱、身体表現等ある程度分野を絞って支援を行い、他市町村とのネットワークを視野に入れながら、我が国の芸術振興に寄与することに取り組めます。

## (2) 今計画期の重点施策

文化の家では、前回の計画において目標とした、開館期における基礎固めと、それを基礎とした本格的な展開が、ほぼ想定通り行われてきました。このため、今回の改定では、これまでの成果と課題を踏まえながら、次の6つの施策を重点的に取り組みます。

## 普及啓発プログラムの充実

文化活動をする契機が少ない住民へのきっかけづくりとして、親しみのある分野の公演数の増加、ホールではなく開放空間であるギャラリー等を利用した鑑賞機会の提供、文化の家の館外での公演(アートデリバリー)・展示等の種類や回数の拡大、初心者向けの講座・ワークショップの開催など、普及啓発プログラムの充実を図ります。

## 子ども・親子向け事業の充実

子どもたちが心豊かで夢を持って輝くまちを目指し、子ども関連のイベントを集中的に開催する子どもフェスティバルや夏休みこども週間の開催、子どもや親子が対象となる、もしくは、参加できる公演・ワークショップの充実、学校における生の芸術にふれる機会の提供など、子ども・親子向け事業の充実を図ります。

## アートスクールの開設

これまで主に初心者向けに開催してきたアトリビング講座をアートスクールに発展させて、子どもクラス、一般クラス、アドバンストクラスの3クラスを設けます。子どもクラス、一般クラスでは、幅広い分野の芸術を習う機会を提供します。これらのクラスに加え、より本格的に習うことができるアドバンストクラスを設け、創作活動を深めていく支援をします。

## 芸術アイデンティティの形成と浸透

本町、そして文化の家の芸術の特色として位置づけてきたオペラ声楽コンクールや地域演劇祭など声楽・演劇について、芸術創造の一翼を担い、全国・全世界に向けた情報発信に継続的に取り組みます。また、その効果が地域に波及していくように、住民向けにわかりやすく説明した講座の実施、アートスクールでの人材育成、まちづくりとの連携、積極的なPRなど多くの町民が参加できるように取り組みます。なお、町合唱団・町劇団については、芸術創造、全国への情報発信、参加者の親睦活動など、中長期的な目標を、参加者と話し合いながら再設定し、それを踏まえた支援を行います。

## 町内外の団体・機関との連携の推進

福祉の家、丸太の家、中央図書館、児童館、公民館など町内の公共施設、小学校・中学校など町内の教育機関、愛知県立芸術大学など近隣の高等教育機関、アートNPO、観光交流推進会議をはじめとしたまちづくり活動団体、伝統芸能継承団体など、芸術分野を超えたさまざまな町内外の団体・機関との連携を推進し、暮らしやすく、活力のある文化を活かしたまちづくりを図ります。

### 住民参画の促進

鑑賞会員として、魅力ある利用しやすい運営に向けた提案者として、チラシの制作や当日の運営ボランティアとして、事業の企画運営の担い手として、意思決定に携わる公募委員としてなど、住民がそれぞれの関心・技量・意欲等に合わせて自分にあった参画ができる仕組みづくりに取り組みます。例えば、フレンズボランティアスタッフとの連携を図るとともに、住民の文化事業の企画を助成する制度の充実に取り組むなど、参画メニューの充実に努めます。また、文化の家に関わる住民・文化団体・地域のNPO等の交流や連携を図るため、ともに学びながら、文化の家の運営のあり方を考える(仮称)住民参画交流会議の結成を促すなど、住民参画活動の有機的な連携を促します。

### (3) 事業概要

文化の家では、前述の「事業の考え方」を踏まえながら、施設の特色を生かし、次の8つの事業を柱として、多角的に事業を実施します。

#### ・普及・啓発事業

次代を担う子どもをはじめ、生の舞台公演や芸術作品をあまり鑑賞しない町民、都市部まで足を運ぶことが少ない高齢者など、文化芸術にふれることが少ない町民を対象に、文化の家で公演や展示を行ったり、町内各地に出向いて公演を行います。

[主な事業] 普及鑑賞事業、ガレリアコンサート、アートデリバリー

#### ・鑑賞・体験事業

講座、舞台芸術鑑賞、展示など、町民ニーズを踏まえながら質の高いプログラムを編成し、町民が芸術にふれ、楽しむ機会を設けるとともに、町民自らの文化芸術活動をはじめ多岐多様にわたる文化活動を誘発します。本事業の展開は町民文化および地域文化を活発化する上での基礎体力づくりとなり、将来の発展に大きく寄与します。

[主な事業] アートスクール(一般クラス、子どもクラス)、舞台芸術鑑賞事業、展示事業、映像鑑賞会、子ども向け鑑賞・体験事業、講演・シンポジウム

#### ・育成事業

経験者を対象として、その技量を一層高めるための講座・レッスンを開催するとともに、創造スタッフによる作品創造活動と発表活動を支援するなど、地域の文化活動の担い手を育成し、厚みのある地域文化を育みます。

[主な事業] アートスクール(アドバンストクラス)、音楽クリニック、創造スタッフの創造活動



・自主創造活動事業

町演劇や町合唱など住民が主体となる舞台公演、芸術家による芸術作品の制作など、文化の家独自の企画による創造活動を展開します。併せてオペラ声楽コンクール、地域演劇祭等ユニークな芸術系のイベントや、町の伝統文化を活用した事業を実施し、創造的・文化発信的な役割を担う事業を展開します。

[主な事業] オペラ声楽コンクール関連事業、地域演劇関連事業、町合唱・演劇事業、文化の家フェスティバル、総合舞台芸術創造事業、伝統文化関連事業

・提携事業

プロフェッショナル・アマチュアを問わず、地域の演奏団体や劇団など、芸術家、芸術団体、芸術系大学等の教育機関と連携し、公演や創造活動の支援を行います。また、各地の文化施設・NPO・民間事業者等と連携し、ネットワークを活かして提携舞台公演を催すなど、効率的で質の高い文化事業を実施します。

[主な事業] 芸術家・芸術団体との提携、文化施設・支援団体との提携

・情報事業

文化の家の事業や活動情報を収集・整理して住民へきめ細やかに情報を提供するとともに、自主創造活動等を全国・全世界に発信します。また、町内から全国に至るさまざまな文化情報の提供を図ります。また、定期的な情報誌の発行等による記録・出版や、地域のデザイナーの活用等によるデザイン文化の伸長、促進を図ります。

[主な事業] 広報・宣伝、年報作成、出版・デザイン文化事業

・住民参画事業

住民が文化の家に親しみを持ち、主体的に参画する機会を設けるため、住民それぞれの関心や意欲に応じて、鑑賞・企画・運営支援・PR支援など自分にあった参加ができる、身近な住民参画の機会を充実するとともに、住民参画組織の運営を支援します。

[主な事業] フレンズ・フレンズボランティアスタッフの支援、住民企画支援事業

・貸し空間事業

住民や芸術家等の自主的な活動に対し、アトリピング諸室やホールなど、活動場所を貸し出します。その際、利用目的を踏まえた利用方法や時間など活動特性を尊重した運営を行います。

(4) 各事業の内容

柱となる8つの事業について、その内容や具体的な方法を整理します。

普及・啓発事業	
普及鑑賞事業	親しみやすい分野の公演、子どもや親子向けのワークショップなど、幅広い住民を対象とした鑑賞事業を実施します。
ガレリアコンサート	一定の芸術性を確保しながら、ガレリアでの公演を定期的に行い、気軽に芸術にふれる機会を提供します。
アートデリバリー	小中学校、福祉施設、地域集会施設など文化の家の館外で、普段、生の芸術にふれることの少ない住民を対象に、音楽・身体表現等の出張公演等を実施します。
鑑賞・体験事業	
アートスクール(一般クラス、子どもクラス)	一般の初心者向け、子どもの初心者向けに、幅広い分野の芸術等を習う教室を開設します。教室の修了生には、文化サークルづくりとその活動の支援をします。
舞台芸術鑑賞事業	可変機構を持つホールの特徴を活かして、音楽、演劇、舞踊、芸能など、質の高い舞台芸術公演の鑑賞機会を提供します。その際、事前に作品の背景を学ぶ機会を設けたり、解説付きのコンサートを開催するなど、理解を深める工夫を図ります。
展示事業	展示室等を利用して、地元の芸術団体の発表支援や、絵画コンクール、自主創造事業等につなぐ展示をはじめ、さまざまな人やイベントと連携しながら、展示事業を実施します。
映像鑑賞会	光のホール等を利用して、子ども向け、学生・自主制作等の発表会、芸術性豊かな映像作品など、民間事業者では鑑賞の機会が少ない多様な作品を鑑賞する機会をつくれます。
子ども向け鑑賞・体験事業	子ども向けのさまざまなイベントを実施する日や週間を設定します。また、子どもや親子向けの鑑賞事業やワークショップを実施します。
講演・シンポジウム	芸術家や有識者を招き、文化に関する講演やシンポジウムを開催します。
育成事業	
アートスクール(アドバンスクラス)	初心者向けのアートスクールの修了生や、一定の技量を備えた住民のレベルアップを図る中上級者講座を開催します。この中で、文化の家の特徴である合唱・演劇関連講座を開催します。
音楽クリニック	学校の部活動や演奏経験者を対象に、プロの芸術家等から直接指導を受けて、演奏技術の向上を図るクリニックを開催します。

創造スタッフの創造活動	創造スタッフが、文化の家等を利用して、芸術作品を創造・発表する時間・場所等を提供し、創造活動を支援します。
<b>自主創造活動事業</b>	
オペラ声楽コンクール関連事業	3年に1回程度、新進声楽家を対象としたコンクールを開催し、本町の音楽文化を牽引し、情報を発信していくとともに、国内外の芸術家の発掘に貢献します。それに伴い、関連事業を開催します。
地域演劇関連事業	3年に1回程度、自治体や公立文化施設で制作活動をする劇団や地域で活躍する劇団を招致した演劇祭を開催します。同時に、講演会、討論会、ワークショップなど関連事業を実施し、地域や公立文化施設における演劇制作を考え、交流する機会をつくります。
町合唱事業	音楽科のある大学の立地やコンクールの開催など、本町の特色を活かした町合唱事業について運営の充実を図るとともに、団員による主体的な活動への展開を支援します。
町演劇事業	我が国の公立文化施設では先駆的な、住民による演劇作品の制作を支援するとともに、町外への情報発信や自主的な活動の展開など、中長期的な視点を持って事業を実施します。
文化の家フェスティバル	文化の家で活動するさまざまな文化団体が一堂に会し、活動の成果を発表する機会をつくります。参加者の主体的な運営を支援し、文化事業の開催ノウハウの修得や、ネットワークづくりを促します。
総合舞台芸術創造事業	周年事業等に合わせて、音楽、身体表現、美術など、町内の芸術家や文化団体等が集まってオペラ作品を創造するなど、総合舞台芸術作品の創造に取り組みます。
伝統文化関連事業	町内の伝統芸能等の活動をする人の発表の場として伝統芸能フェスティバルを開催します。また、より多くの人々が本町や我が国の伝統文化を体験する講座等を開催します。
<b>提携事業</b>	
芸術家・芸術団体との提携	町内外を問わず芸術家、芸術団体、芸術系大学をはじめとした教育機関等と協力し、芸術作品の創造・発表・広報等を支援します。
文化施設・支援団体との提携	各地の文化ホール、公益法人等と連携して、鑑賞事業や展示事業の巡回公演等を企画します。また、情報やノウハウを交換するなど、効率的で質の高い芸術提携事業を行います。

<b>情報事業</b>	
広報・宣伝	チラシの作成、英語等も含めたホームページの作成・更新、インターネットを利用した配信、住民と協力した広報、マスメディアへのパブリシティの推進など、広報・宣伝を充実します。
年報作成	文化の家の各年度の事業や運営についての内容や結果と評価等を記載した年報を作成し、情報の公開と発信を図るとともに、次年度以降の事業の改善資料とします。
出版・デザイン文化事業	町民が主体となって作成する文化の家の情報紙を発行するなど、文化の家の活動を広報・宣伝します。また、文化の家のチラシやポスターのデザイン作成に地域の若手デザイナーを起用するなど、その育成に寄与します。
<b>住民参画事業</b>	
フレンズ・フレンズボランティアスタッフの支援	多くの町民にとって文化の家が身近に感じられるよう友の会の会員を募るとともに、町民の意欲や技量に応じて、文化の家の事業の企画や運営に参加し、楽しんでもらうための活動を支援します。
住民企画支援事業	住民が希望する公演の企画・運営を住民自身が実施する住民企画事業を支援します。また、公益的な活動を支援する公募事業の実施を検討します。
<b>貸し空間事業</b>	
貸し空間事業	住民や地域団体の文化活動、芸術家・芸術団体の芸術活動、地域のコミュニティ活動など、自主的な諸活動に対し、アトリビングやホールなど、活動場所を適正な使用料金で貸し出します。

文化の家事業スケジュール計画

	前期 (H19 ~ 22)	中期 (H23 ~ 25)	中長期展望
普及・啓発事業			
普及鑑賞事業	4年間で10ジャンル以上	(継続、NPO等との役割分担)	文化団体、民間事業者との機能分担を検討
ガレリアコンサート	月に1回程度開催	身体表現など分野の拡大	運営主体の自立化の検討
アートデリバリー	音楽分野は年間10本 身体表現、美術分野の展開	教育機関との連携、 文化団体の育成・委託の検討	教育機関との連携、文化団体への委託等
教養・鑑賞事業			
アートスクール (一般クラス、子どもクラス)	一般クラスの継続的な実施 子どもクラスの開設	(継続)	生涯学習・次世代育成施策等との連携をとって実施
舞台芸術鑑賞事業	年間20本程度	(継続)	音楽、演劇の特色を保ちながら、行政ならではの開催
展示事業	年間5回程度 ながくてアートフェスティバルの試行	(継続)	まちなかでの芸術祭の定期的開催
映像鑑賞会	年間10回程度 地域の企画団体の育成	(継続)	地域の企画団体への委託と定期的な評価
子ども向け鑑賞・体験事業	子どもフェスティバルの実施	(継続)	子ども関係団体との協働
講演・シンポジウム	必要に応じて開催	(継続)	
育成事業			
アートスクール(アドバンスクラス)	アドバンスクラスの開設 と段階的拡大	(継続)	自主創造活動事業との連携、さまざまな分野の開講
音楽クリニック	3年間で3楽器以上	身体表現など分野の拡大	舞台芸術鑑賞事業・学校等と連携しながら随時開催
創造スタッフの創造活動	創造スタッフの創造活動 の拡大支援	(継続) 卒業生による公演・講演等	メンバーの交替を図りながら継続的に活動を支援
自主創造活動事業			
オペラ声楽コンクール関連事業	H20:コンクール開催、 町全体での盛り上げ	H22:開催	H25:開催 コンクールを定期的 に開催 特色ある声楽事業を毎年実施
地域演劇関連事業	H20:地域演劇祭の見直しと 新たな展開	H23:開催	フェスティバルを定期的 に開催 特色ある演劇事業を毎年実施
町合唱事業	主体的な活動への展開 事業の自主企画の検討	(継続)	町の特色として活動等の支援、自主事業との連携推進
町演劇事業	活動の方向性の再設定	継続的に展開 (定期的に見直し)	町の特色として活動等の支援、自主事業との連携推進
文化の家フェスティバル	(継続)	(継続)	主体的な運営やネットワークづくりを支援、住民参加の促進
総合舞台芸術創造事業	H20:オペラ作品の制作	定期的な制作	数年に1回、地域の芸術関係者が結集して作品創造
伝統文化関連事業	伝統芸能フェスティバルの検討	フェスティバルの開催	主体的な運営やネットワークづくりを支援
提携事業			
芸術家・芸術団体との提携	(継続)	(継続) プロデュース公演・連続公演等の検討	提携の推進 文化の家プロデュース公演・連続公演等の検討
文化施設・支援団体との提携	(継続)	(継続)	提携の推進
情報事業			
広報・宣伝	Eメールの活用、外国語版のHPの充実、 パブリシティの活用、ボランティアスタッフの育成	動画情報の蓄積・配信	住民の口コミから情報通信技術の活用まで手法の多様化
年報作成	(継続)	(継続)	行政評価システムとの連携 事業等の見直しへの反映
出版・デザイン文化事業	(継続)	(継続) 文化の家出身デザイナー展	文化の家の事業内で出版・デザインの人材育成と情報発信
住民参画事業			
フレンズ・フレンズボランティアスタッフの支援	(継続)	(継続)	継続的に人員の募集を行いながら、活動を支援
住民企画支援事業	公募方法の検討・導入	H23で5事業10本の委託・住民参画を目標 公益団体の育成	住民による文化事業企画グループの支援 地域の文化団体の育成
貸し空間事業			
貸し空間事業	(継続)	(継続)	サービスの継続的な改善 生涯学習施設の充実に伴って機能分担



### 3 組織・運営

本節では文化の家の円滑な運営を図るため、その基本となる考え方を提示し、所管、運営体制、運営規定についての考え方・あり方を定めます。

#### (1) 運営の考え方

##### ・行政、住民、芸術家、専門家、企業の協力

地域に根付き、多彩かつ水準の高い文化を育むためには、行政、住民、芸術家・専門家、企業等が各自の役割を果たした上で、互いに協力することが不可欠です。文化の家は行政内部で完結した組織でなく、芸術家の指導や住民の参加等に対して開かれた組織を目指し、地域と一体になって芸術振興を図ります。

##### ・分かりやすく利用者を尊重した運営

文化の家は分かりやすく利用者を尊重した運営を図ります。このため、施設管理と事業企画の担当の連携を密接にし、利用者の意見を規程等に反映する機会を設けるなど、利用者のニーズに的確に応えるよう努めます。また、来館者が戸惑うことなく快適に利用できるように、適切な職員の対応、設備・機器の使い方等の分かりやすさに気を配るなどサービスの充実した施設を目指します。

##### ・芸術創造など高度な業務に対応

文化の家では、単に芸術作品の鑑賞機会と発表機会の提供だけでなく、地域の文化の育成・創造に積極的に取り組みます。このため、事業の企画や舞台技術の専門家を職員として確保するなどスタッフを充実させます。また、芸術家や専門家をはじめ広くネットワークを築き、多彩で高度な業務に対応します。

##### ・フレキシブルな運営体制

組織がいったんできあがると、その改変には多大なエネルギーを要するため、運営体制が硬直化してしまいがちです。文化の家では、フレキシブルな運営体制を心がけ、地域の文化活動の高まりに伴うニーズの変化に柔軟に対応できるようにします。

#### (2) 管理運営主体

##### 所管

一般に、公立文化会館は首長部局が所管する場合と、教育委員会が所管する場合に大別され、地域や施設の特性を踏まえ地方自治体にその判断が委ねられています。

文化の家は、本町の芸術創造の核として、多彩で広範な文化を対象としつつ、専門的な舞台設備機能を利用した公演や、作品創造を意図した芸術関係者の利用など高度な事業を展開しています。また、営利、非営利を問わず、多くの団体や人との連携を図っています。このように、文化の家は、社会教育の分野を超え、幅広い事業展開、予算等の機動性、まちづくりとの一体性、町のアイデンティティ形成を視野に入れていきます。こ

のため、首長部局が所管し、行政内の各組織と協力して地域の文化振興に取り組みます。

#### 公立文化会館の所管

	合計	首長部局		教育委員会	
		件数	構成比	件数	構成比
合計	1,749	805	46.0%	944	54.0%
都道府県	116	102	87.9%	14	12.1%
市区	1,186	603	50.8%	583	49.2%
町村	438	95	21.7%	343	78.3%
組合	9	5	55.6%	4	44.4%

資料：文部省「社会教育調査」（2005年）

#### 管理運営主体

公立文化施設の管理運営主体について、設置主体である地方公共団体が直接管理運営にあたる「直営方式」と、町が指定する指定管理者が管理を代行する「指定管理者方式」の双方が制度上、可能です。指定管理者方式では、公益法人だけではなく、民間事業者や任意団体でも可能です。

本町では文化をより豊かなまちづくりのための行政の主要施策の1つと位置づけています。文化の家の事業や運営は、町の文化基盤をつくり地域に影響が広く及ぶ性格を有するもので、収益性や効率性を重視する株式会社など民間事業者が得意とする分野とは言い難い面があります。また、特殊な舞台設備を含めた一定規模を有する複合文化施設を運営する第三セクターなど公益法人や文化団体が町内に特にありません。このような背景から、文化の家の管理運営については、町が責任を持つ直営とします。

#### 管理運営主体

	合計	直営		指定管理者			
		件数	構成比	指定管理者		財団法人等	
件数	構成比			件数	構成比	件数	構成比
合計	1,749	1,123	64.2%	626	35.8%	548	87.5%
都道府県	116	31	26.7%	85	73.3%	80	94.1%
市区	1,186	692	58.3%	494	41.7%	434	87.9%
町村	438	394	90.0%	44	10.0%	32	72.7%
組合	9	6	66.7%	3	33.3%	2	66.7%

資料：文部省「社会教育調査」（2005年）



直営については一般に、管理運営の硬直性・非効率性・専門性の欠如等の問題点が指摘されています。文化の家では、専門職員の雇用、民間への業務委託の活用、住民参画の推進、適切な外部評価体制の継続など、既にさまざまな工夫を積み重ねており、運営について利用者アンケートで、概ね好評との評価を得るなど、直営の問題点をおおむね克服している状況にあります。

### (3) 組織

文化の家は、職員の充実はもとより芸術家・専門家や町民をはじめ多くの人の参加を得て、協力しながら運営をします。各部門は次の役割を担います。

#### 運営組織等

##### ・事業部門

文化の家の自主事業は単に住民に鑑賞の機会を提供するだけでなく、地域の文化団体の育成や芸術の創造促進を目的としています。ホールをはじめ施設・設備は、さまざまなニーズに応えるため多様で高度な機能を備えています。そこで、博物館における学芸員、図書館における司書と同様に、文化の家においても自主事業の企画・実施、舞台・音響・照明といった舞台技術に専門的な知識を持った職員を配置し、きめ細かく、かつ、高度なサービスに努めます。

##### ・管理部門

管理部門では、庶務、経理、広報、貸し館、施設管理等の事務に携わります。町内の他の公共施設と同様、行政特有の事務処理能力が必要とされるため、一般の職員を配置します。ただし、画一的、形式的な管理にとらわれず、利用者を重視した運営に努めます。今計画期は、住民との協働、地域団体との連携の充実に重点的に取り組みます。

##### ・創造スタッフ

文化の家では、当地域の芸術等の分野で優れた技術や芸術性、高い知識を有する芸術家や専門家の卵ともいえるべき人材を「創造スタッフ」として期間を定めた委託契約を結びます。創造スタッフの主な業務は、町の文化活動の育成、自主事業の企画・運営への参加、専門分野での講座や教室の開設等で、町は支援活動に対価を支払うことによりスタッフの創造活動を経済的に支援します。今計画期は、創造スタッフ自身の創造活動を深めて文化の家で発表を行い、キャリアの形成を図るとともに活動情報を発信する支援に重点的に取り組みます。

##### ・運営委員会

文化の家は町の主要施設の一つです。このため、担当職員だけでなく幅広く関係者から意見を聞き、運営に反映させる必要があります。したがって、住民、有識者、専門家等からなる運営委員会を設け、事業・運営の方向性を審議します。

- ・企画委員会

企画委員会は、町民、芸術家、有識者から構成され、事業の企画や編成について芸術的、専門的見地から審議します。例えば、芸術性の高い事業の企画、運営もしくはその支援、施設の優先利用に関する芸術性・公益性の判断等があげられます。

連携機関等

- ・文化の家フレンズボランティアスタッフ

チケットのもぎり、客席案内、出演者へのおもてなしなど、公演当日の運営支援、事業の企画・運営、鑑賞会員の募集や情報提供、広報誌の作成など、文化の家での活動を支援する組織です。

- ・業務委託

機械・電気設備、舞台設備、情報機器等の設備の保守管理、警備、清掃等の業務については、専門業者に委託し、安全かつ効率的で高度なサービスの提供を図ります。また、すべての事業を職員で賄うことは非効率であるため、時として舞台技術や企画運営について専門家に委託します。

- ・住民企画団体

文化の家で好きなアーティスト等を招いて公演の企画をする住民企画事業( 現行の事業倶楽部 ) 団体の支援、公益性豊かな事業を行う住民団体への助成方法の研究を行います。一定回数、企画を成功させた団体には事業委託を検討します。この他、実行委員会など住民企画活動のきっかけづくりや活動支援を行います。さまざまな企画活動が蓄積した時点で、住民の企画連携組織の育成に取り組みます。

文化会館におけるボランティア活動状況

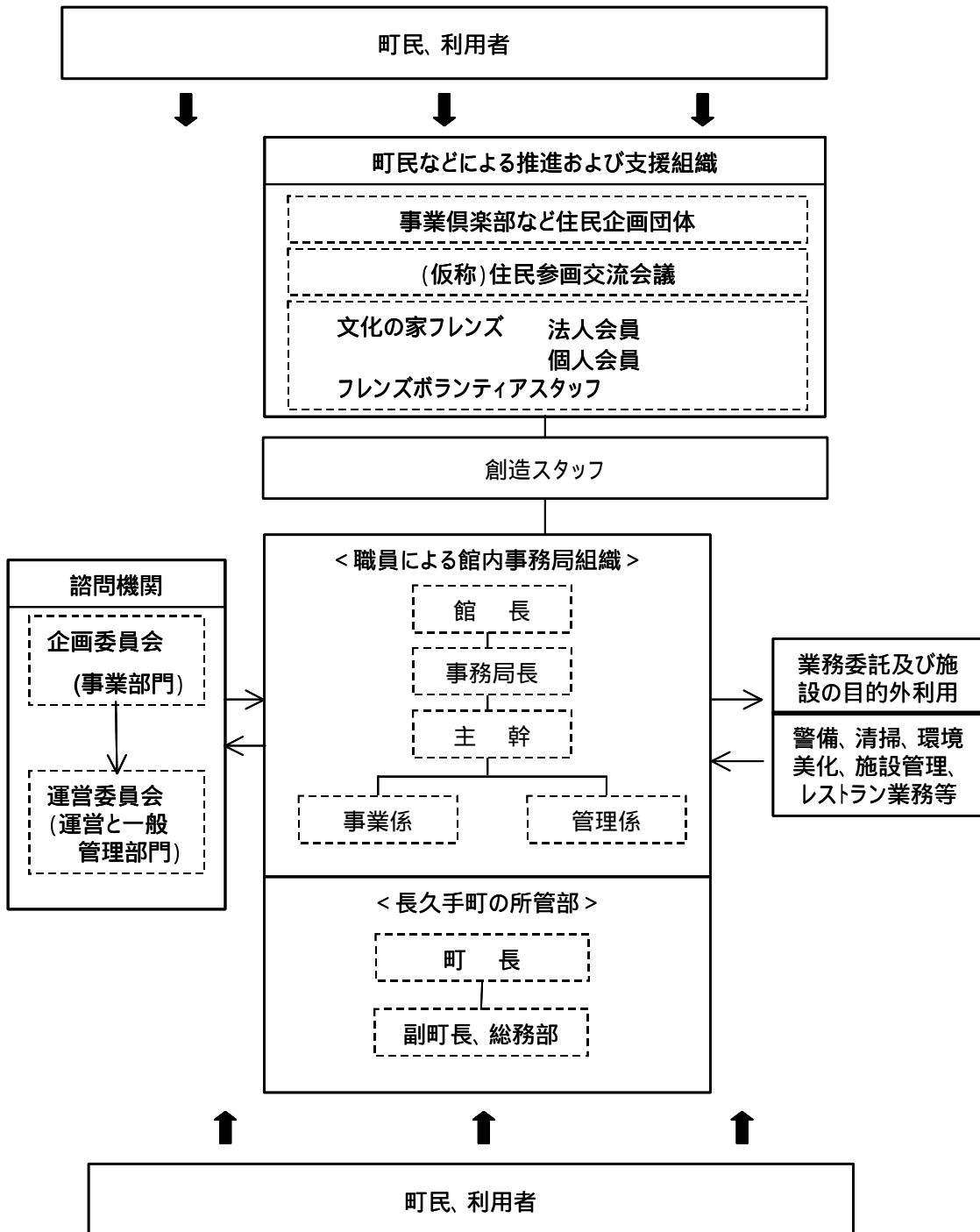
	合計	件数	構成比
合計	1,749	327	18.7%
都道府県	116	34	29.3%
市区	1,186	183	15.4%
町村	438	107	24.4%
組合	9	3	33.3%

資料：文部省「社会教育調査」( 2005 年 )

- ・( 仮称 ) 住民参画交流会議

文化の家で行われる事業の企画・運営に携わる関係者が集まって顔を合わせる機会を設定し、文化施設の運営について一緒に学びながら、企画・運営の課題を確認したり、具体的な改善策を考えたりするための会議です。

運営組織及び職員体制



#### (4) 運営

利用者に関連が深い、貸し空間事業に関する運営について、開館日時、利用者サービス、情報公開と管理等の観点から、その考え方を以下に示します。

##### ・開館日時

町民アンケートによると、文化活動をする時間帯は夜が最も多いなど、学校や会社の都合により、夜間や休日に活動するケースが多くなっています。このため、騒音等による周辺的生活環境や職員の勤務体制に配慮しながら、基本的に週6日、夜は22:00まで開館します。

##### ・多様な利用者を想定

文化の家は、町の芸術拠点と位置づけていますが、町内には、大規模な催しを行うホールが現状では不足していることは否めません。また、地域の文化活動は地域のコミュニティ活動と密接な関係にあることも少なくありません。このため、積極的にさまざまな用途に開放します。

また、NPO等の活動が活発になる中、入場料収入等の収益を活動費の一部に充当する団体も少なくありません。公益的な活動を広げるためには、運営費が不可欠であり、単に入場料金や収入の有無で、営利目的と判断するのではなく、活動全体からみて公益性や非営利性を判断し、長久手町にとって公益性の高い事業については、優先利用できるよう努めます。

##### ・利用者への適切なサービス

くつろぎ、鑑賞、創作、情報収集など、利用者のニーズを踏まえ、さまざまな利用者がともに快適に利用できるように、適切なサービスの提供に取り組みます。例えば、窓口サービスの留意点について、文書化を行い、すべての職員が質の高いサービスを提供できるように取り組みます。また、安全管理、防災、防犯など、舞台・客席・アトリビング・開放空間等それぞれの場で、安心して利用できる環境づくりに取り組みます。

##### ・職員の育成と専門職員の配置

充実したサービスを提供するために、新たに配属された職員、中堅職員、管理職それぞれの研修を行い、能力開発を図ります。また、文化の家の機能を十分に発揮するために、舞台技術や企画等の専門的な能力を持った職員を配置します。芸術創造先進事例や作品等について、情報収集や視察を行い、一層のサービスの向上や、新たな芸術界の動向を把握します。

##### ・さまざまな連携の促進

文化の家の自主事業等が増加傾向にある一方で、職員数の増加は難しいことから、

住民参画団体の育成、業務委託の活用等を図ります。このような連携を進める中で、施策の目的の明確化、民間の活動環境の整備、活動結果の確認・評価、さまざまな団体間の調整など、行政は舵取りの役割を充実します。

・ I T<sup>7</sup>技術の活用

I T技術の飛躍的な発展が続いており、情報発信、P R、利用者サービス、活動記録など幅広い運営の局面で、迅速に低コストで実施できる技術開発が一層進むことが予測されます。外国語のホームページや動画配信など国内外への情報発信、Eメール等を利用したP R手法の開発、自宅のパソコン等から利用予約ができるシステムの導入など、技術革新の動向を見据えながらI T技術の活用を検討します。

・ 情報等の公開と保護

文化の家の活動の理解を広げるため、積極的な情報公開を図ります。一方で、利用者の個人情報の保護や、著作権に留意するなど、適切な情報等の公開と保護に取り組みます。

・ 設備・備品の計画的な更新

文化の家は、本計画終了期には開館後、約20年を経過し、さまざまな設備・備品の劣化や更新の時期を迎えることが確実視されます。このため、設備・備品等の更新計画を作成し、計画的な更新に取り組みます。また、情報機器の定期的な更新など、社会や技術の変化に対応し、効率的な運営とサービスの向上を図ります。

---

<sup>7</sup> 高度情報通信技術

## 4 予算の考え方

2節、3節で述べた事業や運営を実施するためには、それを裏付ける予算が必要です。本節では文化の家に適した、充実した予算の確保と、その効果的な執行の考え方を整理します。

### ・事業関連予算の充実

ドイツの市町村の平均的な文化支出は予算の3～4%程度といわれていますが、フランクフルト市のように文化予算が市の総予算の10%強を占める都市もあります。総じてヨーロッパの各都市は文化振興に熱心で、その予算は事業費・運営費に厚く割り当てられます。文化施設がその機能を十分果たすためには、ソフトウェア(事業)が不可欠であり、充実した事業予算の継続的確保に努めます。

### ・運営経費の利用者による一部負担

文化の家では、文化施策によって特にメリットを享受する人に対して、そのメリットの範囲内で経費の一部を負担してもらうことを原則とします。この考え方は、負担金、使用料等という名称で、既に水道、病院、鉄道、高速道路等の公共事業で一般的なものになっており、文化施設でも使用料や公演入場料等の形で導入されています。文化の家は多くの住民に開かれた施設ですが、人によりその利用の頻度に格差がついてしまうことも否めません。このようなことを背景に、施設の利用料やイベントの入場料として、運営経費について適正な料金で利用者的一部負担制をとり、実質的な公平性を確保します。

### ・フレキシビリティを持ち、効果的な予算計画と執行

文化の家の事業は、地域活動の広がりやレベルの向上に合わせて、柔軟に組み替えます。このため、事業の実施後、文化の家職員自身による自己評価、参加者アンケート、運営委員会・企画委員会等でその事業の成果等を議論することにより、次年度以降の予算判断に活かしていきます。およそ3年程度でその使途の枠組みを検討し、事業の予算枠が硬直的にならないよう留意します。著名な芸術家による演奏会等は数年前に出演の要請が必要となるなど複数年次にわたる計画に対応するため、債務負担行為<sup>8</sup>を利用し、行政の単年度予算の制約をできるだけ少なくします。このように、フレキシビリティを持たせ、効果的な予算計画と執行に努めます。

### ・多様な資金調達

地域の文化振興にあたり、資金の調達先は町財政ではありません。文化庁をはじめとする国の助成金、芸術文化振興基金や財団法人地域創造など公益法人等による助成金の活用に取り組みます。また、直接的な資金調達ではありませんが、国・県・公益法

<sup>8</sup> 行政の予算は原則として単年度主義です。ただし、後年度に経費支出が予想される債務を事前に負担をする制度があり、これを債務負担行為と呼んでいます。

人・芸術団体等のさまざまな巡回公演等の誘致を図り、質を保ちながら事業費の抑制を図ります。さらに、各種助成制度や企業メセナ等の情報を住民や芸術家に提供したり、その受け皿の実行委員会の組成をコーディネートして、企業と文化の家の連携のあり方を研究することにより、文化の家の活動者の資金調達を支援するなど、多様な資金調達を図ります。

#### ・経営の視点の導入

文化の家は採算性より、利用者の使いやすさを尊重した施設・設備となっています。しかし、予算の効果的な執行を図るため、事業等の目的に見合った収支計画を作成するなど、経営的な視点の導入を図ります。例えば、鑑賞事業について、ある程度の収入を見込む事業と、普及啓発を主目的にする事業を峻別することや、鑑賞会員等の具体的な鑑賞ニーズを詳細に把握して一定の入場料収入を確実に確保すること、職員が直接実施する場合と民間事業者や地域の芸術家等への委託のコスト比較するなど、さまざまな工夫を図ります。

